

## 地域主権改革一括法に伴う条例制定について

### 1. 概要

第 183 回通常国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号・第 3 次一括法）が平成 25 年 6 月 7 日に成立し、平成 25 年 6 月 14 日に公布されたことに伴い、今後、当該条例を制定する必要がある。

### 2. 法改正等の主な内容

- ①厚生労働省令等で定められている介護予防支援の事業に関する基準及び地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を市町村の条例に委任
- ②第 3 次一括法 附則（施行期日）第 6 条第 2 項の規定により、経過措置として平成 27 年 4 月 1 日までに条例を制定施行

### 3. 必要な対応

従来厚生労働省令で定められていた上記の介護予防支援の事業に関する基準及び地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準につき、本市で条例を制定。

### 4. 条例の制定スケジュール等

～平成 26 年 9 月	所管課において素案検討、運営協議会意見聴取、関係団体説明
平成 26 年 10 月～平成 27 年 1 月	法文作成、パブリックコメント、運営協議会報告
平成 27 年 2 月～3 月	条例案を市会に提出、事業者説明
平成 27 年 4 月	条例施行

### 5. 条例制定に当たっての基準

(1) 条例は、既定の厚生労働省令の基準を元に定めるものとされており、省令の条例への拘束力は、項目によって下記のとおり区別される。

○省令で定める基準に従って条例に規定するもの…「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。

○省令で定める基準を参酌（さんしゃく）して条例に規定するもの…「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される（※参酌：他のものを参考にして長所を取り入れること）。

・「従うべき基準」以外の基準がこれに該当する。

<各条例における「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」>

○ 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準

※基準該当サービスも条例委任の対象

①「従うべき基準」

ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・従業者及びその員数
- ・管理者

イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・内容及び手続きの説明及び同意
- ・サービス提供拒否の禁止
- ・秘密保持等
- ・事故発生時の対応

②「参酌すべき基準」

①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

○地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして市町村が条例で定める際の基準

①「従うべき基準」

職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）

②「参酌すべき基準」

基本方針等

## 6. 新条例案の内容（案）

(1) 介護予防支援の事業に関する基準及び地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準のうち、「参酌すべき基準」については、これまで基準としてきた厚生労働省令等で特に支障が生じておらず、今後の基準としても市として適切と判断するため、従来通り、厚生労働省令等に拠ることとする。

(2) 分権法による改正後の介護保険法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号により、地方公共団体が条例を定めるに当たって従うべき基準とされる基準を「法人であること」とする。

(3) 独自基準については、下記のとおり設ける。

<介護予防支援の事業に関する基準>

- 暴力団の排除
- 重要事項説明書に記載すべき内容
- 書類の保存期間の延長
- 人権の擁護・虐待の防止に係る研修の実施
- 再開時の事前協議
- 利用者の計画的な受け入れ

<地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準>

- 暴力団の排除

○書類の保存期間

○人権の擁護・虐待の防止に係る研修の実施

(4) 運営協議会について、附属機関として明確に位置づけるため、今回の条例改正に合わせて、設置を明記する。

(5) その他必要な事項は、市長が定めることとする。

**【参考】条例制定が必要な基準**

介護保険法	厚生労働省令等
第 115 条の 22 第 2 項第 1 号	(指定介護予防支援事業者の指定) 申請者が <u>法人</u> でないとき→申請者が <u>市町村の条例で定める者</u> でないとき
第 115 条の 24 第 1 項・第 2 項	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 37 号)
第 115 条の 46 第 4 項	介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生労働省令第 36 号) 第 140 条の 66 (地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準)